

「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」展示会出展ブース設営等に係る業務委託仕様書

1 件名

「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」展示会出展ブース設営等に係る業務委託

2 目的

サーキュラーエコノミーに取り組む県内企業等のビジネスマッチングやサーキュラーエコノミー推進センター埼玉の取組に係る広報の一環として、大規模展示会への出展支援を行うことで、県内企業等のサーキュラーエコノミーへの転換を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 履行場所

東京ビッグサイト・さいたまスーパーアリーナ

5 事業内容

公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下、「公社」という。)では県内企業等(以下、「企業」という。)のサーキュラーエコノミーへの取組を推進する「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を設置している。

サーキュラーエコノミーの3つの大規模展示会へ、「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」が出展するにあたり、共同出展する企業が効果的に事業や製品をPRできるように適切なブース装飾、設営、撤去を実施する。

6 委託業務の概要

事務局を設置し、以下の展示会における主催者との各種申請関連業務等を行うとともに、埼玉県共同出展ブースの装飾デザイン・設営及び撤去等を行う。ただし、主催者により設営日等に変更が生じた場合は、変更後の日程に対応すること。

(1) エコプロ

ア 対象展示会

(ア) 名称 エコプロ2024

(イ) 会期 令和6年12月4日(水)～12月6日(金)

(ウ) 場所 東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)

イ 共同出展 ブース面積 W9m×約D9m、4面開放(別添資料参照)

ウ 共同出展 出展者数 10社

エ 設営 令和6年12月2日(月)・3日(火)

※12月2日(月)中に通電確認を行うこととし、やむを得ず確認が行えなかった場合には3日(火)14:00までに完了させること。

※12月3日(火)10:00からは、出展者の搬入作業が行えるようにすること。

※装飾物の高さは、通路から1m以内は2.7mまで、それ以外の部分は4mまでとすること。

オ 撤去 令和6年12月6日(金) 17:00～21:00

(2) 彩の国ビジネスアリーナ

ア 対象展示会

- (ア) 名称 彩の国ビジネスアリーナ2025
- (イ) 会期 令和7年1月22日(水)、1月23日(木)
- (ウ) 場所 さいたまスーパーアリーナ(さいたま市中央区新都心8)
- イ 共同出展 ブース面積 W15m×約D4m、3面開放(別添資料参照)
- ウ 共同出展 出展者数 10社
- エ 設営(予定) 令和7年1月21日(火)
 - ※1月21日(火)中に通電確認まで行うこと。
 - ※1月21日(火)15:00からは、出展者の搬入作業が行えるようにすること。
 - ※装飾物の高さは、床面から高さ3.7m以下とすること。
- オ 撤去(予定) 令和7年1月23日(木) 17:00~21:00

(3) サーキュラー・エコノミーEXPO

- ア 対象展示会
 - (ア) 名称 サーキュラー・エコノミーEXPO(春)
 - (イ) 会期 令和7年2月19日(水)~2月21日(金)
 - (ウ) 場所 東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)
- イ 共同出展 ブース面積 W9m×約D8.1m、2面開放(別添資料参照)
- ウ 共同出展 出展者数 10社
- エ 設営(予定) 令和7年2月17日(月)・18日(火)
 - ※2月17日(月)中に通電確認を行うこととし、やむを得ず確認が行えなかった場合には18日(火)14:00までに完了させること。
 - ※2月18日(火)10:00からは、出展者の搬入作業が行えるようにすること。
 - ※装飾物の高さは、床面から高さ3.6m以下とすること。
- オ 撤去(予定) 令和7年2月21日(金) 17:00~21:00

7 業務内容

(1) 共同出展ブースの装飾デザイン・設営に係る業務

特徴的なデザインや照明効果によって会場内での存在感を確保するとともに、出展者個々の展示物の魅力を際立たせるような展示環境を作り上げるものとする。

ア 全般

(ア) 共同ブース全体のイメージカラーはオレンジとすること。

(イ) 床面カーペットを手配すること。

床全面は共同出展ブース全体イメージとして調和する色合いのカーペット敷とし、4辺についてはめくれ防止処理を行うこと。

(ウ) 共通サインを手配すること。

通路面に向けて大型サインを設置する。製作に当たっては、好印象且つ会場内で際立つよう、設置位置・サイズ・カラー・デザイン・LED照明効果等を十分に考慮すること。

(エ) 共同出展ブース内には、後述のイ~オを配置すること。

イ 出展者展示コーナー

出展者10社それぞれの展示スペースを均等に配分し、その境界を視覚的に明確化するとともに、来場者に対するアプローチのしやすさ等の面でも不公平とならないよう配慮すること。

(ア) 展示台×10台を手配すること。

※1 出展者当たり 1 台（サイズ： W1980×D495×H900 以上）とする。

※内部は鍵付きストックスペースとする。

(イ) A1 サイズパネル 2 枚分の掲示スペース×10 社分を確保すること。

(ウ) 社名板×10 枚を手配すること。

※1 出展者当たり 1 枚とする。

(エ) コンセント工事を手配すること。

※1 出展者当たり 100V 500W の供給とし、コンセント差込 2 口とする。

(オ) LED 照明を手配すること。

展示に効果的な照明を配置すること。特に展示台、社名板に対しては十分な照度を確保すること。

ウ 共用商談スペース

出展者が共用する商談スペースを設けること。商談に相応しい環境づくりに配慮すること。

(ア) 商談テーブル 1 台を手配すること。

(イ) 椅子を 4 脚手配すること。

エ ミニプレゼンエリア

エコプロとサーキュラー・エコノミーEXPO についてはミニプレゼンエリアを設けること。

(ア) 聴講者が通路を塞がないよう配慮すること。

オ 共用ストックヤード

出展者が共用するストックヤードを設けること。

(ア) 施錠可能とすること。

(2) 共同出展ブースの撤去に係る業務

造作物の撤去、持込資材・備品の搬出、廃棄物の処理、清掃作業、会場の現状復帰を行う。

(3) その他

ア 委託業務の実施においては、主催者の提示する「出展要項(装飾規定含む)」に従うこと。

イ 「電気幹線工事費(1次側)」及び「電気使用料(共同出展ブース全体)」について、主催者指定の電気工事業者への申請、打合せ、支払いなど必要な諸手続きを代行すること。電気関係の費用(1次幹線工事/電気使用料)として、エコプロ:60,000円、彩の国ビジネスアリーナ:120,000円、サーキュラー・エコノミーEXPO:60,000円(全て税抜、5kWを想定)を見積額に含めること。

ウ 出展者に対し、オプション(有償)として、備品・電気容量の追加、展示に必要となる施工等の必要を確認し、要望があれば、これに対応すること。オプション費用は、要望した出展者の自己負担とする。

エ 「7(3)ウ」で発生する費用については、出展者に直接請求し、支払いを受けること。なお、請求額については、事前に公社の承認を得ることとする。

オ 出展者に対し、「社名板」の表記内容を確認すること。

カ 当該業務に当たっては、専任担当者を置き、公社からの問合せ・要求への迅速かつ的確な対応に努めること。

キ 設営開始から本開催を通じて撤去が終了するまでの間は、公社、会場管理者及び主催者の問合せ・要求等に対し、迅速に対応・対処し得る体制を築くこと。

8 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

9 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業を実施する過程で知り得た機密情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は公社から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、公社と受託者が協議の上、決定する。
- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 受託者は、受託業務内容に変更が生じたときは、書面を公社に提出し、その承認を受けなければならない。公社は、受託者から変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、書面により受託者に通知する。
- (5) 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、公社の承認を得たときはこの限りではない。
- (6) 受託者は、受託業務を中止しようとする場合、または、受託業務を廃止しようとする場合が生じたときは、あらかじめ書面を公社に提出し、その承認を受けなければならない。公社は、受託者から事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、書面により受託者に通知する。
- (7) 公社は、受託者に契約書及び仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

別添資料：

